

総社市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第31号

総社市公民館条例の一部を改正する条例

総社市公民館条例（平成17年総社市条例第109号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(名称、位置及び区域) 第2条 本市に設置する公民館の名称、位置及びその区域は、次のとおりとする。			(名称、位置及び区域) 第2条 本市に設置する公民館の名称、位置及びその区域は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	区 域	名 称	位 置	区 域
略			略		
総社市中央公民館 池田分館	総社市見延 <u>639</u> 番地 1	池田小学区	総社市中央公民館 池田分館	総社市見延 <u>638</u> 番地	池田小学区
略			略		

附 則

この条例は、令和4年2月1日から施行する。